

○ 留置施設の巡察に関する実施細目（平成23年3月31日警察庁訓令第4号）

施行：平23.3.31

改正：平31.4.1警庁訓7

（実施項目）

第1条 留置施設の巡察に関する規則（平成23年国家公安委員会規則第5号）第1条各号に掲げる事項についての巡察は、それぞれ次に掲げる事項に関し行うものとする。

(1) 留置施設の管理運営に関する次に掲げる事項

ア 留置業務管理者による関係者に対する指揮監督に関すること。

イ 留置担当官による留置施設の管理に関すること。

ウ 留置管理業務と捜査との区別に関すること。

(2) 被留置者の処遇に関する次に掲げる事項

ア 被留置者の性別、地位その他の属性に応じた処遇の実施に関すること。

イ 留置施設の規律及び秩序を適正に維持するために執る措置並びに不服申立ての処理に関すること。

（重点項目）

第2条 長官官房総務課長は、毎年度、留置管理業務の実情を踏まえ、前条各号に掲げる事項に関する巡察の重点項目を定めるものとする。

（実施職員）

第3条 巡察は、次に掲げる職員が実施するものとする。

(1) 内部部局にあつては、長官官房総務課長及び長官官房総務課留置管理室に所属する警視以上の階級にある警察官

(2) 地方機関にあつては、次に掲げる者

ア 警務課長又は警務・監察課長

イ 警務課又は警務・監察課に所属する警視以上の階級にある警察官

ウ ア又はイに掲げる者のほか、管区警察局長が必要と認める場合にあつては、総務監察部若しくは総務監察・広域調整部又は四国警察支局に所属する警視以上の階級にある警察官

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平31.4.1警庁訓7〕

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。